

令和7年第11回
志木市農業委員会総会議事録

令和7年10月28日

志木市農業委員会

令和7年第11回志木市農業委員会総会日程

令和7年10月28日（火）午後3時00分

第1 開会

第2 議事録署名委員の指名

第3 議案

- (1) 議案第20号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について
- (2) 議案第21号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
- (3) 議案第22号 農地中間管理事業に基づく農地利用集積等促進計画について
- (4) 議案第23号 所有者不明農地に関する公示について

第4 諸報告

- (1) 報告第13号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出に係る受理の決定について

第5 協議事項

- (1) 次回総会日程について
- (2) その他

第6 閉会

《議事録令和7年第11回》

志木市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年10月28日(火) 午後2時55分から午後4時00分

2. 開催場所 志木市役所 2階 大会議室2-1

3. 出席委員(8人)

会 長	13番	田中 満男	
委 員	1番	細田 公雄	
	2番	清水 隆司	
	3番	池ノ内 善和	
	4番	志村 二美重	
	5番	小山 武英	
	6番	齋藤 正歳	
	職務代理	7番	波澄 洋子
		8番	佐藤 浩之
		9番	金子 秀之
		10番	三枝 将樹
	11番	細田 次男	
	12番	清水 修	

4. 議事日程

第1 開会

第2 議事録署名委員の指名

第3 議案

第4 諸報告

第5 協議事項

第6 閉会

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 渋谷 聡

書記 小林 寛尚

6. 会議の概要

○事務局長

定刻になりましたので、令和7年 第11回志木市農業委員会総会を開催いたします。本日の出席委員は、13人中13人のごぞいまして、志木市農業委員会会議規則第6条の規定に基づいた定数に達しておりますので、総会は成立しております。それでは議事進行を会長にお願いいたします。

○田中会長

あらためまして、令和7年第11回志木市農業委員会総会ということで、ご通知申しあげましたところ、お忙しい中、ご出席をいただきましてありがとうございます。

【会長挨拶】

それでは、議事に入ります。

議事日程第2の議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただいてご異議ございませんか。

(異議なしとの声あり)

○田中会長

ご異議なしと認め、3番 池ノ内善和委員、4番 志村二美重委員にお願いいたします。併せて、書記として小林主事を指名いたします。

それでは、日程第3の議案に入ります。

- (1) 議案第20号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について
- (2) 議案第21号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
- (3) 議案第22号 農地中間管理事業に基づく農地利用集積等促進計画について
- (4) 議案第23号 所有者不明農地に関する公示について

事務局朗読をお願いいたします。

○小林主事【事務局説明】

本案件は、引き続き農業経営を行っている旨についての証明です。こちらは、相続税の納税猶予の特例の適用を継続して受けるに当たって、申請者が適用を受ける農地等に係る農業経営を引き続き、行っているかどうかの証明を農業委員会に求めるものです。相続税の納税猶予の特例の適用を継続して受けるには、租税特別措置法第70条の6第32項により、納税の猶予に係る期限が確定する日までの間、3年を経過するごとに納税地の所管税務署に届け出ることとなっており、本証明は、その継続届出の際の添付書類となります。受付番号45番の申請人及び農地の状況につきましては、細田公雄委員に、受付番号47番の申請人及び農地の状況については、清水修委員にご同行いただいて確認してまいりました。この後、

それぞれの委員よりご説明がございます。
以上でございます。

○田中会長

それでは、議案第20号 受付番号45番につきましては、
細田公雄委員より、説明報告を求めます。

○1番 細田公雄委員

会長の指名がありましたので、議案第20号受付番号45番について、説明、報告を行います。本案件は、申請人である ●●●氏が相続税の納税猶予の特例の適用を継続して受けるに当たって、適用を受ける農地において、農業経営を引き続き行っているかどうかの証明を求めているものであります。

申請地は、6ページをお開きください。

市役所から県道を○○方面へ進み、■■■の交差点を○折、○キロほど進み、■■交差点を○折した後、○○メートル進み、○○を○折、さらに○○メートル進んだ○側の農地が申請地となります。

事務局と同行して、申請農地である■■■■丁目■■■■他■筆の現地を確認したところ、○○が栽培されており、適正に管理されておりました。以上のことから、申請者である ●●●氏は、引き続いて農業経営を行っており、引き続き農業経営を行っている旨の証明を行うことについて、何ら問題ないことを報告します。

よろしくご審議をお願いいたします。

○田中会長

ありがとうございました。

それでは、議案第20号 受付番号45番について、
質疑のある方の挙手を求めます。

○田中会長

質問、意見等がないようです。質疑を打ち切り、採決を行いません。本議案、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、賛成の方の挙手を求めます。

○田中会長

全員賛成ですので、議案第20号 受付番号45番は可決されました。

ありがとうございました。

続きまして、議案第20号 受付番号47番について、
清水修委員より説明報告を求めます。

○12番 清水修委員

会長の指名がありましたので、議案第20号受付番号47番について、説明、報告を行います。本案件は、申請人である ●●●氏が相続税の納税猶予の特例の適用を継続して受

けるに当たって、適用を受ける農地において、農業経営を引き続き行っているかどうかの証明を求めているものであります。

申請地は、7, 8ページをお開きください。

市役所から県道を〇〇方面へ進み、■■■■の交差点を〇折、〇キロほど進み、■■交差点を〇折した後、〇〇メートル進み、〇〇を〇折、さらに〇〇メートル進んだ〇側の農地が申請地となります。

事務局と同行して、申請農地である■■■■丁目■■■■他■筆の現地を確認したところ、〇〇が栽培されており、適正に管理されておりました。以上のことから、申請者である ●●氏は、引き続いて農業経営を行っており、引き続き農業経営を行っている旨の証明を行うことについて、何ら問題ないことを報告します。

よろしくご審議をお願いいたします。

○田中会長

ありがとうございました。

それでは、議案第20号 受付番号47番について、質疑のある方の挙手を求めます。

○田中会長

質問、意見等がないようです。質疑を打ち切り、採決を行いません。本議案、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、賛成の方の挙手を求めます。

○田中会長

全員賛成ですので、議案第20号 受付番号47番は可決されました。

ありがとうございました。続きまして議案第21号受付番号46番について、事務局より説明を求めます。

○小林主事【事務局説明】

本案件は、相続税の納税猶予を受けるに当たって、申請者である相続人の方が納税猶予を受けるにふさわしい人物であるかどうかの証明を農業委員会に求めるものです。租税特別措置法第70条の6第1項に規定されている要件としまして、1点目として、被相続人が死亡の日まで農業経営を行っていたこと、2点目として、相続人が被相続人から相続により取得した農地について、相続税の申告期限までに農業経営を開始し、その後も引き続き農業経営を行うと認められることとなっております。

申請番号46番の農地の状況につきましては、清水修委員に、ご同行いただいて確認してまいりました。この後、清水委員よりご説明がございました。

以上でございます。

○田中会長

それでは、議案第21号 受付番号47番につきましては、清水委員より説明報告を求めます。

○12番 清水修委員

会長の指名がありましたので、議案第21号受付番号46番について、説明、報告を行います。本案件は、申請者である◇◇◇◇氏の所有している農地について、納税猶予を受けるために証明を求めているものであります。申請地は、9ページをお開きください。

市役所から県道を□□□方面へ進み、■■■の交差点を○折、○キロほど進み、■■交差点を○折した後、○○メートル進み、○○を○折、さらに○○メートル進んだ○側の農地が申請地となります。

今回、被相続人△△△氏が死亡したことに伴い、相続があったもので、◇◇◇◇氏が後を継ぐものであります。

事務局と同行して、申請農地である●●●丁目□□□他★筆の現地を確認したところ、なすやネギが栽培されており、適正に管理されておりました。また、申請者である◇◇◇◇氏は、△△△氏の生存中から、ともに農業経営を行っており、相続税の納税猶予に関する適格者として、何ら問題ないことを報告します。

よろしく御審議をお願いいたします。

○田中会長

ありがとうございました。

それでは、議案第21号 受付番号47番について、質疑のある方の挙手を求めます。

○田中会長

質問、意見等がないようです。質疑を打ち切り、採決を行いません。本議案、相続税の納税猶予に関する適格者証明について賛成の方の挙手を求めます。

○田中会長

全員賛成ですので、議案第21号受付番号47番は可決されました。
ありがとうございました。続きまして議案第22号について、事務局より説明を求めます。

○小林主事【事務局説明】

議案の説明に先立ちまして、「議案第22号 農地中間管理事業に基づく農地利用集積等促進計画」について、概要をご説明いたします。 これまでは、農業経営基盤強化促進法による利用権設定は、農業委員会が各申出について、決定の有無を審議していましたが、農地中間管理事業の推進に関する法律による農地中間管理権等の設定については、各申出を基に農地中間管理機構（市）が作成した、農用地利用集積等促進計画に対する意見の有無を回答することとなります。このため、農地の貸借については、最終的に埼玉県が認可、告示することでその効力が発生します。

農業委員会の役割としては、その計画において、農地中間管理機構から転借を受ける人の営農状況及び耕作状況や、農地中間管理機構へ貸借を行うことについて、問題がないかを確認することとなっています。仮に、その計画自体に問題があった場合は、農業委員会から「意

見あり」として、農地中間管理機構へ回答します。意見があった場合は、農地中間管理機構が定めた計画と農業委員会が求める計画に齟齬があったとして、その計画をやり直すこととなります。

それでは改めまして、議案第22号「農地中間管理事業に基づく農地利用集積等促進計画」について、ご説明いたします。資料は3ページおよび本日配布させていただいた資料をご覧ください。転借人、渡人、営農面積は議案書に記載のとおりです。所在地は志木市宗岡丸野〇〇〇他6筆です。現況地目はいずれも田で、面積は7筆合わせて〇〇〇〇平方メートルです。新規に使用賃貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和8年1月1日から令和17年12月31日までの10年間です。
以上です。

○田中会長

ありがとうございました。
それでは、議案第22号 について、
質疑のある方の挙手を求めます。

○田中会長

質問、意見等がないようです。質疑を打ち切り、採決を行いません。本議案、農地中間管理事業に基づく農地利用集積等促進計画について賛成の方の挙手を求めます。

○田中会長

全員賛成ですので、議案第22号は可決されました。
ありがとうございました。続きまして議案第23号について、事務局より説明を求めます。

○小林主事【事務局説明】

本日配布させていただいている1，はじめにと記載されている所有者不明農地マニュアルと登記書をご覧ください。先ほど資料4ページの経緯でも説明させていただきましたが、平成25年以前より荒廃農地について、今後も農業委員会が管理していくことが困難と予想されることから、農地法32条、33条に則り、所有者の搜索をいたしましたところ、登記書のとおり、〇〇氏に売買されていることが分かりました。〇〇氏の登記上の住所に通知を送付いたしましたが、あて所に尋ねありませんと郵便局より戻されてしまいましたため、この場合、〇〇氏の配偶者と子まで搜索してよいと所有者不明農地マニュアルに記載があることから、住民基本台帳システムを利用し、検索いたしました。すでに亡くなっており、これ以上の搜索ができないこととなりました。つきましては、所有者不明農地マニュアルに則り、農業委員会の同意を得て、2か月間の公示をさせていただきたいというものであります。以上でございます。

○田中会長

ありがとうございました。
それでは、議案第23号 について、
質疑のある方の挙手を求めます。

○田中会長

質問、意見等がないようです。質疑を打ち切り、採決を行いません。本議案、所有者不明農地に関する公示について賛成の方の挙手を求めます。

○田中会長

全員賛成ですので、議案第23号は可決されました。

続きまして、日程第4の諸報告に入ります。

(1) 報告第13号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出に係る受理の決定について

いずれも専決したものでございます。

事務局、朗読をお願いいたします。

○事務局

事務局朗読

○田中会長

それでは、受付番号13番につきまして池ノ内善和委員の報告を求めます。

○3番 池ノ内善和委員

会長の指名がありましたので、報告第13号 受付番号11番について、説明、報告を行います。

資料は、14ページをご参照ください。

申請地は、市役所から県道を×××方面へ進み、○○交差点を○折、●●mほど進んだ、□□交差点を◇折、◇◇交差点先の交差点を△折、☆側の農地が申請地となります。

現地は、既存の住宅敷地に隣接しておりまして、今回の農地転用において、近隣の農地へ迷惑をかけるような工事や施設でないことから、何ら問題ないことを報告します。

以上でございます。

○田中会長

ありがとうございました。

ただいまの報告第13号について、質問等がございましたらお願いいたします。

○田中会長

質問等がないようです。これらは報告案件でございますので、次に進ませていただきます。協議事項に入ります。

(1) 『次回総会日程について』でございますが、

令和7年11月25日 火曜日、午後2時、志木市役所2階 大会議室2-1で行う予定で
ございますが、よろしいでしょうか。

(異議なしとの声あり)

○田中会長

それでは、令和7年11月25日 火曜日、午後2時ということでよろしく願いいたします。

続きまして、

(2) 『その他』ということで何かありましたらどうぞ。

(なしとの声あり)

委員さんの方から特に何も無いようなので、事務局から事務連絡をお願いいたします。

○事務局 小林主事【事務局説明】

それでは、事務局より、連絡させていただきます。

- ① 生産緑地の買い取り斡旋について
- ② 産業祭・市民まつりについて
- ③ 米のすくい取りについて
- ④ 農業委員会親睦会費について
- ⑤ 地域計画協議の場について
- ⑥ 農地パトロールの流れについて

以上でございます。

○田中会長

以上をもちまして、令和7年第11回農業委員会総会を閉会いたします。

慎重審議ありがとうございました

議 事 録 署 名 簿

上記は会議の内容を記載したものであるが、その内容の相違ないことを証するため、ここに署名
押印する。

令和7年10月28日

志木市農業委員会議長 田中 満男

3 番 池ノ内 善和

4 番 志村 二美重